

意見書

平成26年4月25日

弁護士 瀧上 玲子

「DV・ストーカー等深刻な被害に進展するおそれの強い犯罪被害者に対して、適切な法的支援を実施するに当たっての問題点及びこれを解消するための方策について」に関し、下記のとおり意見を申し上げます。

第1 複数選任の必要性

- 1 私も女性弁護士として、DV関係の離婚事件を受けることが多くありますが、その経験上、複数受任の必要性が高いと考えています。

DVを受けた妻側は精神的にも追い詰められており、常に畏怖心を抱いています。状況を弁護士に説明する場合にも恐怖を思い起こすなど、相談は女性弁護士が行うのが適切な場合も多いと思います。

これに対し、DVの加害者側である夫は、女性に対する侮蔑があり、女性弁護士も妻と同様に蔑視し、かつ攻撃対象としてきます。

そこで、複数で受任し、男性弁護士とペアとなり、加害者に対する対応を行うという役割を担ってもらいます。

裁判所では待合室を離す、時間をずらすなどの配慮をしてもらっていますが、複数の代理人のうち一人が加害者側の様子を確認し、一人が依頼者を誘導するなどの役割分担を行うこととなります。

- 2 上記に対し、現在の民事法律扶助では1人分の弁護士費用しか支払われないこと、困難案件加算という制度を利用しても1.5人分の弁護士費用しか支払われないことになっています。しかしながら、民事法律扶助は立替償還が原則であることから、困難案件加算分も本人（被援助者）の負担増となるためになかなか利用されていません。

複数受任の制度は本人の利益になるものであるにも関わらず、被援助者のことを考えると活用がされていないのが実態です。そこで、複数受任に対し2人分の弁護士費用を出した上で、1人分は免除する必要があるということの日弁連は提案してきました。

しかしながら、立替償還を前提とする民事法律扶助では免除の要件は厳しく実際には取り上げられてはきませんでした。

- 3 ストーカー支援まで担っている弁護士は少ないと思いますが、被援助者

支援と危険回避のため、DVと同様に複数選任が必要であり、複数選任を認めることで担い手に関する裾野が広がり、DV・ストーカー被害者について精通弁護士の体勢整備につながると思います。

第2 子どもの虐待を対象とすること

子どもの虐待死事案は多く、ニュースに取り上げられる度に心が痛みます。子どもの虐待死を防ぐために弁護士が活動する必要もあり、日弁連は子どもに対する法律援助事業を設けて対応しています。

ところが、子どもの虐待に対する民事法律扶助制度は、契約を前提とする枠組みのため実際には活用されていません。契約には行為能力が必要であること、未成年者が締結した契約に虐待側の親権者にも取消権があること、未成年者本人の償還義務が発生することなどを理由とするものです。

したがって、償還義務を前提としない子どもの虐待事案を今回の制度の中に取り入れるように希望するものです。

以 上